

第百七十一回国会 衆議院 經濟産業委員会 議 録 第十 二 号

平成二十一年五月二十二日(金曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 東

順治君

理事 梶山

弘志君

理事 岸田

文雄君

理事 櫻田

義孝君

理事 中野

正志君

理事 やまぐち

大志郎君

理事 大島

敦君

理事 古川

元久君

理事 赤羽

一嘉君

理事 小此木

八郎君

理事 岡部

英明君

理事 川条

志嘉君

理事 木挽

司君

理事 高村

正彦君

理事 近藤

三津枝君

理事 佐藤

ゆかり君

理事 清水

清一朗君

理事 篠田

陽介君

理事 新藤

義孝君

理事 平

将明君

理事 谷畑

孝君

理事 とかしき

なおみ君

理事 土井

真樹君

理事 中野

清君

理事 林

幹雄君

理事 藤井

勇治君

理事 牧原

秀樹君

理事 武藤

容治君

理事 安井

潤一郎君

理事 山本

明彦君

理事 太田

和美君

理事 北神

圭朗君

理事 後藤

斎君

理事 近藤

洋介君

理事 下架

みつ君

理事 田村

謙治君

理事 高木

美智代君

理事 三谷

光男君

理事 高村

正彦君

理事 吉井

英勝君

議員 高村

正彦君

議員 額賀

福志郎君

議員 中野

正志君

議員 梶山

弘志君

議員 加藤

勝信君

議員 谷口

隆義君

議員 二階

俊博君

議員 石黒

憲彦君

政府参考人

石黒 憲彦君

政府参考人

石黒 憲彦君

政府参考人
(中小企業庁長官)
長谷川 榮二君
經濟産業委員会専門員
大竹 顕二君

委員の異動
五月二十二日

補任

橋本

補欠選任

とかしき

なおみ君

補任

岳君

補欠選任

とかしき

なおみ君

補任

秀樹君

補欠選任

とかしき

なおみ君

補任

秀樹君

補欠選任

とかしき

なおみ君

補任

秀樹君

補欠選任

とかしき

なおみ君

補任

秀樹君

補欠選任

とかしき

なおみ君

補任

秀樹君

補欠選任

とかしき

なおみ君

補任

秀樹君

補欠選任

とかしき

なおみ君

補任

秀樹君

補欠選任

とかしき

なおみ君

補任

秀樹君

補欠選任

とかしき

なおみ君

補任

秀樹君

補欠選任

とかしき

なおみ君

補任

秀樹君

補欠選任

とかしき

なおみ君

補任

秀樹君

補欠選任

とかしき

なおみ君

補任

秀樹君

補欠選任

とかしき

なおみ君

補任

秀樹君

補欠選任

とかしき

なおみ君

補任

秀樹君

補欠選任

とかしき

なおみ君

補任

秀樹君

補欠選任

とかしき

なおみ君

補任

秀樹君

補欠選任

とかしき

なおみ君

補任

秀樹君

補欠選任

とかしき

なおみ君

補任

秀樹君

補欠選任

とかしき

なおみ君

補任

秀樹君

補欠選任

とかしき

なおみ君

補任

秀樹君

補欠選任

とかしき

なおみ君

補任

秀樹君

補欠選任

とかしき

なおみ君

補任

秀樹君

補欠選任

とかしき

なおみ君

補任

秀樹君

補欠選任

とかしき

なおみ君

補任

秀樹君

補欠選任

とかしき

なおみ君

補任

秀樹君

補欠選任

とかしき

なおみ君

補任

秀樹君

補欠選任

とかしき

なおみ君

補任

秀樹君

補欠選任

とかしき

なおみ君

補任

秀樹君

補欠選任

とかしき

なおみ君

求める意見書(岐阜県議会(第三〇四〇号))
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律案(高村正彦君外六名提出、衆法第二四号)

〇東委員長 これより会議を開きます。

高村正彦君外六名提出、中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として経済産業省大臣官房審議官石黒憲彦君及び中小企業庁長官長谷川榮二君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと認めます。〕

〇東委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〇東委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。三谷光男君。

〇三谷委員 民主党の三谷光男です。

きょうは、株式会社商工中金法等の改正案について質問をさせていただきます。

まさに、この商工中金の完全民営化についてですけれども、先般も産業活力再生法の代表質問をやらせていただきました。その際も、与謝野財務大臣のお話を引き合いに出しながら、三月の十日

に、参議院予算委員会での西田昌司参議院議員との質疑において、商工中金や日本政策投資銀行の民営化を引き合いに出し、政策金融改革について、不況の深刻なものではないということを前提にした制度論であって、これは間違いないと私は思っているという発言がありました。そして私も全くそのとおりであるというお話をさせていただきました。

与謝野大臣あるいは二階経済産業大臣にも、完全民営化、見直しをされたかどうかというお話をずっと委員会審議の中でもしてまいりました。

だからきょうは、その見直しについての一部改正案でありますので、法案提出者の皆さんと十分にこの問題について議論をさせていただきたいと思っております。

まず、この商工中金の完全民営化、これは、小泉構造改革の一環でありました郵政民営化に対して、出口改革と称されました政策金融改革、その象徴的な制度改革の一つであります。日本政策投資銀行の完全民営化と並んで行革推進法にも規定をされました。それに沿って、後を受けた安倍内閣も、まさに内閣を挙げて取り組まれました。

この株式会社商工組合中央金庫法は、商工中金の完全民営化への道筋を規定した、当然のごとく内閣提出の法案でありました。その一部を改正する、そして見直しをするわけでありましたので、これは素朴な疑問であります、どうして内閣提出の改正案じゃなくて、閣法じゃなくて、議員立法、議員提出法案にされたんでしょうか。この理由をまず聞かせてください。

〇梶山議員 今回の法改正は、四月十日、経済危機対策において政府と与党で決定をしました措置を実施するためのものであります。

この経済危機対策の策定に当たりましては、与党主導のもとで、商工中金の財務基盤の強化、そ

して産業革新機構の出資枠拡充について、政府に先行して検討が行われてきたものであります。したがって、私どもとしましては、その実現につきましても、与党主導で行うという整理のもとに議員立法で提出をさせていただいた次第であります。

○三谷委員 経済危機対策に沿ってということはわかるんです。今のお話というのは、迅速に対応しなければいけないからという意味なんでしょうか、どうなんでしょうか。

○梶山議員 経済危機対策につきましては、先ほども申し上げたように、与党内でさまざまな議論をした末に、政府と一緒に決定をしたものであります。今、三谷委員がおっしゃいましたように、迅速ということも一つ入りますけれども、中身につきましても与党主導で行うという整理のもとに、繰り返しになりますけれども、そういう整理のもとに議員立法で提出をさせていただいたということでもあります。

○三谷委員 もちろん、議員立法では悪いという話はありません。ただ、ちょっと残念だなという思いはございます。

やはり私も、冒頭申し上げたとおり、いろいろなところで商工中金の完全民営化の見直しについては取り上げてもまいりましたし、また、大臣に向けてお話を投げかけてまいりました。大事な課題だというふうに思っておりますし、その答えをきちんと出さなければ、もちろん経済危機対策、景気対策ということも、これも大事な話には違いないと思います。けれども、正面から受けとめれば、やはり閣法で出していたきたかったなというところはあります。それが、正当といったらおかしいですけども、まさに正当、筋ではないかというふうに思っています。その意味では、ちよつと残念だったな、あるいは逃げの姿勢が、内容も余り踏み込まれておりませんし、それがこういう形に結びついたのかなという気がしてなりません。

次に、その内容のことを尋ねてまいりたいと思います。

います。危機対応準備金の創設についてお尋ねをいたします。

まず、この危機対応準備金の創設、民間株主の権利の希薄化を避けつつ自己資本を増強する仕組みとして創設をされた、これはどういう意味でありましようか。

○加藤議員 お答えを申し上げます。

今回の危機対応業務の拡大に伴いまして、商工中金の貸出資産が大幅に増加をし、結果として自己資本比率が低下することが見込まれるわけでありま。現在、昨年の十月時点で商工中金八・九%の自己資本比率、これが八%を下回ることになりま。と、債券発行による資金調達や国際業務に支障を来すおそれがある、こういう前提の中で、政府からの追加出資を行ってその財政基盤の強化を図る、これがまず第一歩でございます。

ただし、御承知のように、商工中金におきましては、既に、民間、いわゆる中小企業団体、中小企業者の方々が過半、五三・五%という株式を保有しております。一般の追加増資それから出資を政府がいたしますとその関係が逆転してしま。う、こういうこともござい。ます。そういう意味で、そうした方々の権利がいわば希薄化をしてしま。いますので、それを防ぐという意味から、出資にかかわらず準備金という形をとらせていただきました。

そして、この準備金ということになりますと、もう既に商工中金には特別準備金、こういう制度がござ。いますけれども、今回は、危機対応業務の拡充、こういう観点からの政策的必要性、判断を含めて出資するものでござ。いますので、特別準備金とは別の危機対応準備金という形で創設し、そこへ財政資金を投入する、こういう仕組みになっております。

○三谷委員 もちろん、自己資本比率が低下をする、危機対応業務、その貸し付けを拡大しなければいけない、だから自己資本比率を上げなければいけない、資本を増強しなければいけない。そし

て、今も加藤議員お話しされましたように、民間株主への配慮として、普通株のところで政府出資を増額するのはよくないという配慮はわかりま。す。だけれども、一番簡単な話は、御承知のように特別準備金があるわけですから、特別準備金を積み増せば事足りるのではないかと思。うんです。先ほど加藤議員おっしゃられましたけれども、危機対応業務、その必要性があるから、関係ないんじゃないかと思。うんですね。関係ない。別枠で危機対応準備金を特別準備金と分けて創設をし、そこに政府出資、増額をするということは、それによつて危機対応業務の貸し付けがふえるわけではありま。せん。むしろ、わかりやすい話としては、なぜ特別準備金を積み増すという一番シンプルな形をとらなかつたんでしょうか。

むしろ、これも先ほどの議員立法のお話と同様に、思いますのは、まだ党内で反対の方がいらつ。しやるかもしれない、だからこれは、さつきも加藤議員がおっしゃられたように、意味がないの。に、危機対応業務のためのものではす。よという枠をつけたにほかならないのではないかと。いう気がしてな。りま。せん。

だから、先ほどの議員立法の話とあわせて、ど。うしてそのように、一種逃げのような話になるの。か。むしろ堂々と、完全民営化、それがいいの。か。悪いの。か。あるいは商工中金をどういう金融機関にするのかという。ことを、ある意味、わかりや。すい形で、私が思いますのは、危機対応準備金に積。み増そうと特別準備金に積み増そうと関係ない。と思。いますから。危機対応業務の貸付枠拡大をする。ために自己資本比率が下がる、下がらせてはな。らない、資本も増強する、純資産をふやす、これが。まさに一番の目的です。から。

そういう意味では、これもまたちよつと、何。かもつとあります。この危機対応準備金、わざわざこれを別枠でつくらなければならなかつた理由。がありま。すでしょうか。あつたら教えてください。○加藤議員 今議員の御質問、御意見の中。の、完全民営化の部分と、特別準備金と危機対応

準備金を別につくるのというのは、必ずしもそこ。はリンクをしないのではないのかなというふう。に私は思。っております。

その前提の中で、おつしやるように、特別準備。金、準備金という形であるという意味においては。性格が一緒でありますけれども、特別準備金その。もの、私の理解では、商工中金全体の経営、こ。うい。う観点から積み上げられていく。したが。つて、あるとい。うことであれば、おつしやるようなこと。もあるんだと思。います。今回はあくまでも危機。対応貸し出しとい。うことをしていただく、それに。協力をしていただく、そういうために今回出資を。する。そういう意味では、私は、むしろ切り分。けた方が合理的であり、国民に対して説明がつ。く。ではないかな。と。

おつしやるように、勘定そのものを分けるとい。う議論も確かにあるのかもしれない、議論とし。ては。ただ、それは実態的になかなか難しいと。私は思。います。

そういう状況の中で、むしろ、商工中金経営全。般に対する支援ではなくて、あくまでも危機対応。業務をやつてもら。う、それに対する支援、た。い。うことをはつきりさせるためには、むしろ別建て。にして、取り崩しあるいは繰り戻し、国庫納付、こ。うい。う点についてもそこに差異をつけておく方が。むしろ合理的であり、国民に対する説明がつ。く。ではないかな、私はこ。うい。うふう。に考えておりま。す。

○三谷委員 まさに今最後にお話しされた取り崩。し、繰り戻しについても、恐らく関係ないと思。う。んですね。特別準備金の積み増しであ。らうと、新。たに創設しよう。と、そこにどれだけの意味があ。るのかと思。う。んです。

つまり、先ほど来申し上げてい。るように、自己。資本比率を上げることが目的なん。です。から、貸し。出しを危機対応業務で拡大することが目的なん。です。から、今おつしやられたように、これは危機。対応業務のための準備金だと分ける必要が、ど。う

いう意味があるのかという事を思うわけです。もつとそれをシンプルに、まさに危機対応業務のために自己資本比率を上げなければいけない、拡大をしなければいけない、ならば一番簡単な方法で特別準備金に積み増せばよいのではなかったかというふうに思います。

このお話ばかりをしてはなりませんので、次のお話に進んでまいりたいと思います。

ちよつとここで、法案提出者の方々は、商工中金完全民営化に向けての見直しではないのかもしれません。議論の土台となることをちよつと確認させていただきます。

まさに二年前に、この株式会社商工中金法が閣法で提出されて、審議をされて、成立いたしました。そのときに、商工中金における完全民営化とは何か、その審議の際にも、二年前、答弁をいろいろ聞いておりましたら、立場によってまた受けとめ方等が若干違つ、明確でない私には受けとめられたところがございます。

これは法案提出者の皆様にお尋ねをいたします。

商工中金における完全民営化とは何でしょうか、そして、どんな状態のことでありましょうか、定義をしてください。

○谷口(隆)議員 お答えさせていただきます。

商工中金の完全民営化とは、それは先生も御存じだと思ひますが、政府出資の株をすべて売却するというのが完全民営化であります。

私も、非常に今危機的な状況でありますから、今回、危機対応準備金を設けるわけでありまして、それは完全民営化をやめたわけではなくて、今の状況の中で、最大限、商工中金として公的使命を果たしていただくということでさせていただいておるわけでございます。すなわち、完全民営化とは、政府株を全部売却することであるということでもあります。

○三谷委員 今の御答弁はよくわかりました。政府出資の株式を売却するというところでありますね。

先ほどどのようなお話を申し上げましたのは、これは私自身も質疑の中で聞いたことでありますけれども、その当時、行革推進本部事務局の鈴木審議官をお呼びして、同じお尋ねをいたしました。また、当時の中馬行革大臣のお話、完全民営化とは、会社法を設立の根拠とし、政府の出資がない株式会社とすることだ、こう定義をされました。

当時の甘利経済産業大臣に同じお尋ねをいたしました。あるいは、石毛中小企業庁長官にも同じお尋ねをいたしました。甘利大臣は、根拠法を会社法、規制については銀行法だ、これが土台である、設立の根拠を他の金融機関と共通にする、これをもって完全民営化だ、こう答弁をされました。もちろん、後でされた話の中に、今のお話のとおり、国が保有している株式は売却、ただし、中小企業向け金融を行うために中小企業組合や構成員に売却するんですよということ、これをもって完全民営化なのだという定義をされました。石毛長官も同じ定義です。

そこで問題となりますのは、特別準備金の国庫への返納をめぐる考え方であります。実は、答弁の中では、そのときに答弁されたわけではありませんが、財務省ははっきりと、中馬大臣あるいは行革本部の鈴木審議官と同じように、政府の出資金が資本の中に、特別準備金はまさに資本、自己資本でありますので、これは当然完全民営化時には国庫に返納されるものだ。だけれども、経産省ははっきりしております。当時の経済産業大臣も中小企業庁長官も経産省の方々も一致して、それは必要があれば返す必要はない、完全民営化は株式の売却をもって完全民営化なのだというお話でありました。

これは経済産業省に再度確認をいたします。どうでしょうか、今の理解でよろしいんでしょうか。

○長谷川政府参考人 お答え申し上げます。今、二年前の審議につきまして先生から御紹介がございました。特別準備金、商工中金の資本の一部でございます。ただ、あのときの御議論、政

府側からの御答弁も差し上げたと思ひますけれども、株式と準備金ではやはり性格が違うといひますか、すなわち、先ほどお話がございましたように、政府が株式をすべて放出する、そして受け手は中小企業者が基本だ、こういうような考え方というの、当時も基本でございますし、今もそれは変更がないというふうに申し上げたいと思ひます。

そして、現行法上、特別準備金は、商工中金があくまでも自主的に判断をした上で、それで国庫納付や清算がない限り存続することになつております。そして、完全民営化後はどうかというお話でございますけれども、当時の大臣から御答弁があった、逐一は正確じゃないかもしれませんが、基本は、商工中金が自分の判断で、そして仕事をする上で十分な資本基盤を確保するというところでございますので、この点につきまして、完全民営化後も財務基盤が十分確保されるまでの間、特別準備金は維持されるべきものというふうに考えております。

そして、二年前の法案審議に当たりまして、本委員会でも御賛成も得て決議されました附帯決議におきましても同種の指摘をいただいておりますので、その趣旨を踏まえまして対応する考えでございます。

○三谷委員 今のお話も明快なお話でありました。

特別準備金の問題というのは大変大事な問題だと思ひます。このとき、この審議をした際に、甘利大臣はここまで言われました。完全民営化の時点において、商工中金の金融機能が引き続き維持されるような必要な措置をとるということになつております。完全民営化時点に必要な措置をとる、機能が十分に発揮できるように、目的が果たされるように必要な措置をとる、その中にこの特別準備金の維持というものが入っているんだとまでおっしゃられた。

だけれども、さつきも財務省のお話を申し上げたのは、これは明確に財務省はレクの中ではお話を

をされました。そして、その必要な措置を盛り込むのはだれなのか。主務大臣は経産大臣だけではないんです。財務大臣と経産大臣、二人なんです。

だから、これは法案提出者の皆様、これも与党、そして政府を代表してここに答弁をされているものと考えますので、もう一回、主務大臣が二人いて、そのときの財務省の受け取り方、考え方、これは明らかに違つておつたのです。額賀元財務大臣もいらつしやいますし。これはどうでしょうか。先ほど紹介をいたしました甘利大臣や当時の石毛長官、あるいは今の長谷川長官のお話でいいのかなのか。もう一回、確認のために御答弁をお願いいたします。

○谷口(隆)議員 今先生が、先ほどの質問にもありましたが、特別準備金と危機対応準備金の違いはどうなんだといったところからちよつとお話をさせていただきたいと思ひます。

基本的には、百年に一度という大変な不況が今襲つておりますから、そのために、非常にリスクの大きい融資を商工中金がやつておるわけでありまして。そのようなことで、非常にハイリスクで収益が少ない。それで、自己資本比率を維持するために今回危機対応準備金をつくつたわけでありまして、これは先ほど加藤議員の方からもお話をされましたが、いわば資本に一番近いもの、拘束力が非常に強いものという判断でやつておりまして、そういう意味では、今、資本金、危機対応準備金、また特別準備金というような拘束性の度合いになるんだろうと思ひます。

そういうような危機対応準備金を今回積んだわけでありまして、今おっしゃつた、この危機対応準備金も国庫に返還されるのかどうかということです。国庫に返還されるのかどうかということは、この危機対応準備金そのものが、自己資本比率をふやしていかねばならないもので、しかし一方で、資本に組み入れるというダイリユーションの問題がありますから、今回、危機対応準備金という形にしたわけでありまして、この返還という

ことになりまして、ティア1になるかどうかということになります。このティア1になるかどうかという判断のときに、これは永続性があるかどうか、一般の損失をこれによってん補できるのかどうか、こういう判断があるわけでありまして。そういうことで、今回、危機対応準備金は返還請求権をつけておりません。

また、商工中金が、今起こっているような混乱状態がおさまって、危機対応準備金を今積んだ状況が解消したといったような場合には、期間を決めておかない、要するに、商工中金が主体的に決めて国庫に返還するという意味での任意性がここにつけられておるということであります。

○三谷委員 最初のお話でも、特別準備金も危機対応準備金もそう変わらないというお話を申し上げました。

今、谷口議員から御説明がありましたので、大変わかりづらいところもございます。答えとしては今お話しされたとおりだし、私は、特別準備金も、あるいは、わかりやすいのは、危機対応準備金も、あえてなかなか言います、なかなか国庫に返すというふうなことにはならないんだらうというふうに思うんです。

この国庫納付について、これは危機対応準備金です、商工中金が危機対応業務の円滑な実施のために必要な財務基盤が十分確保されるに至ったと認める場合、国庫納付することができ、こう規定されているんですね、できると。

あわせて、これは経産省がつくられた、出回っておる概要でありますけれども、危機対応準備金、その創設、その中に、自己資本性を確保するため、危機対応準備金の国庫納付を行うのは、危機対応業務の実施に必要な財務基盤が確保された商工中金が認める場合ですね。

普通に考えたらこれは危機対応業務であろうと、一年、二年の、それは今危機だから、借り手の方としては、今貸してください、こういう話になりますけれども、むしろ、実際の債務は、一年あるいは二年、三年のローンじゃなくて、五年、

七年の、これは例は違いますが、政投銀でいえば、例えばJALとかANAとかといった、随分以前のオイルショック時の危機対応業務のときの債務がまだ残っているように、あるいは、商工中金の場合は相手が中小・小規模企業でありますから、根雪のようになつたりもいたしまつた、そんなに簡単に財政基盤が整うというふうなことはないと思います。

ならば、まさに今読みましたとおり、返さなくても、返さなくてもいいと言ったら語弊がございまして、商工中金が財務基盤が確保されたと認めなければ、逆さまに読めば、この危機対応準備金も国庫に返納をしなくてもよいわけですね。やはりそれは残るといふことになるんだと思うんです。それで私はいいんだというふうにも思います。

そしてもう一つ、今度は話題をかえまして、これは、ある意味、この改正案の中の一歩肝の部分、商工中金完全民営化の見直しという意味では肝の話題にはなっていないのですけれども、三年半、起算点を延期するというお話です。延期をすることはよかつたのだと私は思います。私は、最初に申し上げたとおり、見直しをしない、こうずっと訴えておるわけですから。

ただ、この中で、平成二十年十月一日を起算点にして、おおむね五年から七年を目途に政府保有株式の完全売却だ、これを二十四年四月一日まで延期する。二十四年四月まで延期をして、平成二十三年度末までに、危機対応業務の実施状況、社会経済情勢を踏まえて、危機対応業務のあり方あるいは完全民営化の時期についても一回検討して、必要な措置を講じるというお話にこの法案はなっているんですね。

手をこまねいて、一番肝心なことを、平成二十四年四月一日、平成二十三年度末、ほとんど一緒ですね、どうなんでしょう、そこまで、本当にこの言葉どおりに、例えば、株を少しでも売っていないよとか、あるいはもう売らなくてもいいよとか、そういう方向づけもない。つまり、書かれていることは、二十三年度末までに答

えを出しましょう、こう書かれているだけあります。だけれども、そんなはずはないと思うんです。

だから、例えば、株の売却をどうするか、あるいは、限度はここまでだけれども、この一年以内には、このこと、このこと、このことについては答えを出しますよとか、もっと言ったら、今ここである程度の答えを出さなければいけないと思うんです。そのことを最初に私は申し上げたつもりなんです。

どうなんでしょう、今の方向でも構いません、例えば、株の売却をどうするつもりであるとか、あるいはその時期をまた再延長する考えがあるかとか、あるいは、一番は、完全民営化を、それはやはりよくないと。それは一に、商工中金をどうする、どういうバンクにするのかということにかかっていると思うんです。まさに危機対応業務はその肝ですから、危機対応業務をどうするかということにもかかっていると思うんです。

移行期において、完全民営化時点において、指定機関の位置づけも違うわけですから。そういう話はなかつたんでしょか。答えられるだけで結構でありますので、お答えください。

○谷口(隆)議員 先生おっしゃったように、三年半延ばしたわけでありまして。三年半延ばしたの、大変な経済危機がありましたから、全治三年ということ、三年半延ばしてやつたんです、商工中金においては、完全民営化を進めるという方向は一切変わっておりません。その後、おおむね五年から七年かけて完全売却を行うという方向でいっているというふうな方向は変わっておりません。

○三谷委員 完全民営化を、では本当に言葉どおり三年半先送りをした、ただそれだけのお話というところに今のお話はなるんでしょか。完全民営化は変わっていない。つまり売却をやはり進めていくんだ、ならば、三年半延期をするけれども、少しづつ売っていくわけですか。どうなんでしょう、それは。

○谷口(隆)議員 先ほど申し上げましたように、三年半は危機対応準備金を積んで、商工中金に公的な使命を果たしていただかなければなりません。ハイリスクの融資がありますし、収益的にも非常に利ざやが少ないわけでありまして。

まさに、そういうような状況の中で、今回危機対応準備金を入れて、自己資本比率を維持し、三年半待った中で、おおむね五年から七年かけて政府株式を売却するというような方向であります。

○三谷委員 わかりました。

これはもう言いつ放しのお話です。完全民営化にこだわる必要はないんじゃないかというふうに私は思います。まさに路線の変更が必要だというふうに思います。そうやって危機対応準備金を積んで、何かちよつと場当たり的にできるようにする、というのではなくて、先ほど申し上げたように、どういうバンクにするのがいいのかということとを議論して答えを出さなければいけないのだと思うんです。それは私の今の考えであります。

○谷口(隆)議員 それは全く私も同じで、先生がおっしゃるように、フルバンク機能を今度つけていかなきゃならないと。今、預金も制約されていきますし、員外貸し付けも制限されているわけでありまして、商工中金を利用して十分この機能が發揮できるような状況に持っていかなければならない、このように考えております。

○中野(正)議員 三谷委員の御指摘の点は十二分に承知はいたしておりますけれども、御存じをいたしますように、政策金融のあり方をめぐりましては、正直いろいろ議論があるところであります。御党の中にもあるかもしれない、我が党の中にもいろいろあることも事実ではあります。ただ、いずれにしても、私たちはフルバンクの機能がどうあることで、今、商工中金の利用の会社が二万一千社、それぞれの支店のもとで、商工中金の会というんでしょうか、顧客さんのグループをつくっております、大変好評をいただいで

おります。その方々のお話を聞きますと、商工中金は非常に解析力、分析力にすぐれている、そして、三年先、五年先、十年先を見据えながら、いろいろ金融を含めた指導もしていただいている、むしろ商工中金をメインバンクにしたいぐらいだ、こういう気持ちを持っていられる企業がこのごろ本当に多くなったということを感心いたしておるところであります。

ただ、方針がえ、宗旨がえということもありましたけれども、去年の十月にスタートいたしましたまだ八カ月というときに完全民営化の方針を覆すということがありましては、民主党さんも賛成した、我々与党も賛成してつくり上げられたわけでありまして、その辺は、今の経済危機を突破するということと、今後の組織をどうするか、民営化を含めてそれをどうするかという議論は、また次の議論にしたい。とりあえず、まずこの危機対応業務をしっかりとやっていきたいと思います、こう申し上げたいところでもあります。

○三谷委員 フルバンキングというのは、まさにこの法律をつくる时候にも議論をされた話でありますけれども、そうじゃなくても私はいいんじゃないかと思えます。先ほども、お話の中で、何も民営化、株式会社化することをためだと言っているわけではない。もとの、縮こまって、クラウディングアウトはためだ、こういう話に戻せと言うつもりもありませんけれども、それは、いろいろな考え方は完全売却をしなくても私はあるのだというふうに思えます。特殊会社であったとしても、必ずしもフルバンキングをまさに借り手であります中小企業者が商工中金に望んでいるとは私には思えないから、そのようにお話をしています。そして、最後に少しだけ。

産業革新機構の政府出資が大変増額をされました。倍以上になりました。また、資金調達に係る社債や借入金に、上限八千億円、大変な大盤振舞いだと思えます。政府保証制度の創設がされました。（発言する者あり）まさにおっしゃるとおり。同じように、産業活力再生法、あの改正のと

きに、代表質問の際に、またその後も、当経済産業委員会の場でも、有用な試みだから、大事な試みだから、四百億円では余りに小さ過ぎると、むしろお願いを二階大臣にもいたしました。だけれども、代表質問のときも、あるいは委員会審議のときも、いずれもまたもに答えてもいただけなかった。うんとともすんとも触れられなかったですね。

それが、びつくりしました。本当に。政府出資四百億円に加えて、ほんと四百二十億円で、それだけだったら驚かないかもしれないけれども、上限とはいっても八千億円、政府保証つきで、言ってみれば使ってもいいよという額が積み上げられたわけですから、この大盤振舞いには本当に驚きました。二十倍以上にはね上がったわけでありますので。

これは、望んだことをかなえていただいて、それはありがたい話だと思えますけれども、この差は、これは法案提出者にもあるいは経済産業省にも両方聞かせていただきます。何がかわつてこれだけの大きなね上げになったんでしょうか。よもや私が言ったからこれだけ上がったとはもちろん考えてはおけません。何が評価をされて変わったんでしょうか。教えてください。

○加藤（勝）議員 今の議員からの御質問にあったように、そうしたやりとりと、そしてその後のやはり経済の、あるいは各企業の実態というんでしょうか、そういったものを踏まえて、四百二十億の追加出資、そして、さらにこれからそうした新しい技術の芽をより具体化していく、こういう状況の中で大規模な出資も必要ではないか、こういう意味から改めてこの政府保証の八千億の枠も追加したということでありまして、認識がさらに深まり強まった、こういうことが背景にあるということをお願いしたいと思えます。

○石黒政府参考人 お答えさせていただきます。経済産業委員会の質疑におきまして、三谷議員の方から、四百億円というのは余りに少な過ぎるのではないかという御指摘をいただきました。大

臣の方から、今後、成長力強化を図るためにしっかりと対応していきたいと考えており、ただいま御質問いただいたこと、激励をいただいたことを背景にして努力したいというふうに申し上げた次第でございます。

ほかの先生方からもそういった同じような御指摘をいただきました。財務当局と調整をした結果、こういった提案を新たにさせていただいていくということでございます。

○三谷委員 有用な試みというふうに食いついたようにお話をしてきましたので、それは本当に、これだけついたのはありがたい話だと正直思います。

だけれども、そのときには申し上げませんでしたけれども、再三審議の中でも、基盤技術促進センターのような話にはならないと思えます。実用化に近いところでやるわけですから、ですけれども、これだけ大きくなると、今までだったら厳しい目で、それでもリスクマネーでも厳しい目で有用な投資先を探すための仕組みをつくる、チェックもする、そんな話だったのが、これだけの大盤振舞いですから、そこはやはり厳しい目で。そして、あの審議の中でも出た目きき人材の確保を初めとして、これが本当にいい、結果的にも大きな果実を上げるように、成果を上げるような話に持っていけるようにぜひ努めていただきたいということを最後にお願い申し上げます。時間が参りましたので質問を終わりとさせていただきます。

ありがとうございます。

○東委員 これにて三谷光男君の質疑は終わりました。

次に、大島敦君。

○大島（敦）委員 民主党の大島です。今回、議員提出の法案ということで出されておりました、今回の一次補正を踏まえての、あるいは一次補正の根拠になる法案でして、まず、現状の経済の認識について法案の提出者に伺いたいと思うんです。

四月になりました。四月になりました。日本もそうですし、世界でも若干持ち直してきております。ですから、今回の危機が底を打ったという見方を持つていらっしゃる方もいるでしょうし、あるいは経済指標等も、底を打って若干持ち直してきているかなと思われている方もいらつしやると思うんです。

私はそうではないと考えておるんですけれども、現状の経済あるいは今後の景気の認識について、まず法案の提出者の方から御意見を伺わせてください。

○梶山議員 大島委員御指摘のとおり、昨日、五月二十日に発表されました本年の一月三四月半期のGDP速報におきましては、引き続き輸出が大きく減少いたしますと、内需の面の消費や設備投資も減少しまして、実質成長率は大きなマイナスになったところでもあります。こうした指標からも明らかのように、我が国の景気は依然として大変に厳しい状況にあるものと認識をしております。

日経平均株価の終り値、本年三月には七千円近くまで下落をいたしましたけれども、五月七日には九千円を超えて、昨日は九千二百六十四円十五銭ということになりました。

しかし、足元では雇用の過剰感が非常に高まっております。今後、雇用・所得環境の悪化が懸念されるほか、世界景気の下振れ懸念などのリスクも存在をしておりますので、先行きは楽観できないものと、委員と同じような考えでございます。

○大島（敦）委員 梶山先生からも政府答弁のようなすばらしい御答弁をいただきました。ありがとうございます。

経済産業省、中小企業庁の長谷川長官にも伺いたいんですが、中小企業の皆さんを見ていらつしやるについて、現状の経済認識について、景気認識について今梶山提出者からお伺いしたいんですが、その点について補足があれば御意見を伺わせてください。

○長谷川政府参考人 お答え申し上げます。

基本的には梶山議員からお話があったところだと思っておりますけれども、一時期に比べますと、一時期と申しますのは、ちょうど大変足元で、ことしの一・三月のGDPがつかつてない厳しさで出てまいりましたが、そのころに比べますと、低下している速度がややスロウダウンしている部分もあるということで落ちついて、しかし、大変厳しい局面にそれぞれ備えるんだという方も一部にいらっしゃいます。

この背景には、私も政府としても、これは与党、野党問わずに、資金繰りというのがまずは大事だと。これは大島先生御自身からも大変貴重な御指摘を得ておりますけれども、そういったような政策の手当てをしたということで、大変御利用者が多いというのにも一方にあると思います。かつ、諸外国の指標を見ましても、一部中国とか一部アメリカとか、小売とかそういった面での指標も多少出はきておりますけれども、やはり何と申しましても雇用について、これは日本もそうですし、外国も大変厳しい状況でございます。それから、個人的な見解だということでお許しただけならば、特に自動車の関係は、これからアメリカではかなりいろいろなことが起こってもおかしくないような状況にあるんだと思っております。

そういう意味で、外需という分野で、大変日本の経済は、少なくとも二〇〇七年度まではある種競争力を発揮しまして潤った面もございますが、そこがまた厳しくなるという面もございますので、私も緊張感を持ちましてこの情勢を見ていきたいというふうに思っております。

○大島(教)委員 ありがとうございます。

景気の認識については市場関係者の方から個人的に伺ったんですけれども、どうして株価が上がっているかと聞いたところ、三月までは相当世界じゅうで弱気だった、弱気でしたから空売りが相当あった、要はその買い戻しということで株価が上がっている、そんなに手がたく株価が上

がっているわけではないという話を聞いたことがあります。

ですから、今後の経済の認識は私は非常に弱気です。で、三年間から四年間、よく言われているL字形ということで、非常に厳しい時代が続くのかなと思っております。今長官からも御指摘がありましたとおり、雇用というのは半年おくれで景気が反映されるわけでございまして、これからだと思っております。

今、雇用調整助成金、会社の中で仕事が無かったときに、教育訓練を会社でしたときには給与の何割か援助する、補てんするという雇用保険の仕組みの中で、この雇用調整助成金の受給者が二百万人を超えているわけです。二百万人を超えているというのは、大体、完全失業率一%が六十五万人ですから、二ポイントから三ポイントぐらいは今潜在的に失業状態と思われる方がいらっしゃるわけですね。

これも、雇用調整助成金が給付の日数を過ぎ、会社として非常に今財務が傷んでおりますから、外に、やむを得ざることで解雇ということになると、今後消費のマインドは相当冷え込んでくるおそれがあると考えております。

その認識に基づいて、恐らく、提出者の皆さんは、商工中金の危機対応業務についてより一層の対応が必要だということで出されたのかなとは思っております。そうしますと、政府参考人に伺いたいんですけれども、中小企業の資金繰りも大幅に悪化している、この中小企業の資金繰りや資金需要の現状の見通しについての認識を、政府参考人あるいは法案の提出者でも結構なんですから、伺わせていただければ幸いです。

○梶山議員 お答えいたします。

中小企業の資金繰りの状況につきましては、資金繰りDIを見れば、本年二月を底に、三月、四月と一時的に改善方向にはあるものの、依然として非常に厳しい状況にあると認識をすることともに、我々も政治家として、各地域、各業種を回って、それを肌で感じるところであります。

設備投資等が減少する中で、民間金融機関による中小企業向けの貸出残高も減少をしている状況であります。

今後、業況の悪化が懸念をされる中、運転資金を中心に資金繰り支援のニーズは依然として高いものがあると考えており、商工中金の危機対応業務などの公的資金がしっかりと支えする必要がありますと議論をし、考えているところであります。

〔委員長退席、岸田委員長代理着席〕

○大島(教)委員 そういたしますと、政府としても、昨年度の補正からずっとこれまで緊急融資あるいはセーフティネットの融資も合わせて枠を大分広げてきたと思うんです。現状でも三十兆円の枠が設定されておりますし、現段階でも十三兆円しか使われていないとすれば、まだ残りが、まだ余裕があるかと思っております。この緊急融資とかセーフティネットの融資枠を踏まえて、今回の商工中金の見直しについて本場に緊急的に必要なかどうかについて伺わせてください。

○中野(正)議員 大島委員のお話のとおり、緊急保証あるいはセーフティネット貸し付け、これまで合計で十三兆円を超える実績を上げております。ちなみに、きのう現在でありますけれども、緊急保証にかかわる実績でありますけれども、承諾件数が五十一万二千五百八十件、そして金額は十兆四千二百九十八億円という累計になってございます。雨の日の傘ということで、私たちは関係機関を叱咤激励しながら順調に取り進められているなという思いはいたしております。とにもかくとにも、現下の厳しい経済環境の中で売り上げや利益の急激な減少などに苦しむ中小企業にとって、資金繰りの円滑化には大きく寄与している、こう理解をいたしております。

ただ、中小企業がこの経済危機を乗り越えるためには、こういった当面の止血効果という金融対策だけではなくて、やはり新規の需要創出、私たちも地元に戻りますと、仕事が少ない、仕事がない、こういう訴えをいただくわけでござい

まして、そういう意味では中小企業の仕事を確保していくということが不可欠であろうと思っております。

今般の経済危機対策では、一つには、公共事業の前倒し施行、これはもう上期で八割発注しなさい、そういうことなど、中長期的な成長に向けて緊急に実施すべき施策など、各分野における政策を総動員いたしていきたいということにしまして、財政出動十五・四兆円をお願いをさせていただいたわけであります。

金融対策、そしてこれら需要創出策が相まって、必ず今回の経済危機を乗り越えて、回復軌道に入り、成長軌道にできるだけ入る、そういうことを念願しつつ、ともども頑張り合いたいと思っております。

○大島(教)委員 中野先生の力強い答弁は非常に勇気づけられるんですけども、若干、中野先生とは違う考え方を持っています。今景気が下降局面にあつて、ことし、来年、OECDとかIMFの日本の経済、景気の見方は、ことしもマイナス成長で来年もマイナス成長で、いつ財政出動をするかというのは非常に悩ましいところだと考えております。

恐らく、与謝野大臣も、本来であれば、本場にこの時期財政出動をしていいのだからというのには非常に悩まれたと思うんです。十五兆円の規模で今回基金を相当数造成することになっていますから、基金というのは、今年度使わなくてもよくて、来年度、再来年度でもいいものだから、個人的には、一つの仕組みとしてある程度、ことし使わなくてもいいものも出てきて来年に繰り越せるものもあるのかな、そういう仕組みも想定しているのかなということも考えております。

今の十五兆円に上る経済対策を仮に打ったとしても、需給ギャップが今二十兆から三十兆あつてこれがずっと続くわけですから、多分また、ことしの年度末あるいはことしの暮れぐらいには二次補正という話もあるかもしれないと思うんですよ。なかなかこれが今回難しいんです。今回は、

国としては、例えば新しい第二のセーフティーネットをつくるということで七千億円の基金を厚労省の中につくりまして、本当に機能するかどうかはまだわからないんですけども、セーフティーネットをつくってある程度それで下支えをして、会社についてはそれぞれに頑張っていたらいいというの必要、なかなかこのバランスが難しく、自分も悩ましいかなと思っているところなんです。

それでなんですけれども、危機対応業務と今回初めて提出者の皆さんが出されて、商工中金の危機対応の業務としては新しいものかなと思っただけなんですけれども、従来から持っているわけですからね。従来の枠組みの中でも、先ほど三谷先生からも御指摘がありましたとおり、前回の公的な金融機関の制度の見直しの中で、危機対応の業務をできるだけ民間の金融機関にやっていただくということで、指定金融機関を政府が指定して、日本政策金融公庫がそこにある程度貸し付けとか損害の担保とかあるいは利子の補給をして、現状でも危機対応業務というのはあるかと思うんです。

本来であれば、日本政策金融公庫が政府が指定する指定金融機関を通じて危機対応業務をすべきであって、なかなか民間の銀行も、昨年一兆円を超えるお金を海外の投資銀行に投資した御立派な銀行もあるんですけども、それだけ立派な銀行だったから余り今政府に泣きついてほしくないという僕は思うんですよ、これは。

ですから、今、商工組合中央金庫と日本政策投資銀行の二行が一応あるんですけども、現状の危機対応の仕組みの中でも対応できないかどうかについて伺わせてください。

○長谷川政府参考人 お答え申し上げます。

危機対応業務と申しますのは、現行法上定義された言葉でございます。政策金融機関の改革、民営化という方向の中で、しかしそれが完遂するまでの間に、危機というものの内外の金融秩序の混乱等々が定義されておりますけれども、予期せざるそういった状況のもとに資金の円滑な供給が遮断されてはいけません、こういうことで始まったわけでございます。

今、その機能をだれかが担わなければいけない、まさに危機の備えということで日本政策投資銀行と商工組合中央金庫はその業務に当たるといことが、法律上、制度上、その改革のある種のパッケージといえますか、考え方の束の一つとして指定されているわけでございます。

そこに民間金融機関がもし申請をすれば指定をするということになっておりまして、本日この時点で、民間金融機関で手を挙げてこられて業務を開始される方はおりません。

ただ、私どもも、この危機対応業務というのが、収益あるいはもろもろの負担リスク、こういったような面で慎重に考えなければいけないというふうな金融機関のサイドがお考えなこととはもつともだということでございます。そういう意味で、逆に言いますと、そこをきちんとしめさんと本当にその危機に対応すべきところにお金が回らないことになってくるので、政策金融公庫を通じてましてリスクの一部を補てんするという仕組み、これは民間金融機関ができて同じでございます。

それで、金融機関というものの使命にかんがみまして、私どもは現在、民間金融機関の皆さんにも、ぜひこの危機対応業務を実施していただかないかということをお願いいたします。働きかけをしております。いろいろな反応がございます。その中では、かなり耳を貸してくれそうな雰囲気なところもございまして、いやいや自分の体力からしたらまだまだというところもございまして。

いざにいたしまして、そこをきちんとしたしめさんと、困るのは中小企業、中堅企業ということでございまして、そういう意味で、まず、民間金融機関の出力がそういうペースだとしますと、政策投資銀行そして商工中金というものがもつと需要に応じて対応しなければいけないということ、本日御提案をされているというふうな御理解いただきたいと思います。

〔岸田委員長代理退席、委員長着席〕
○大島敦委員 ありがとうございます。

今の長官の説明を踏まえてもう少し伺いたいんですけども、指定金融機関に対しては日本政策金融公庫は、要は非弁済額の一部の補てん、です。指定金融機関が貸し倒れに遭って回収ができないときにそれを補てんするわけですね。その割合が今五〇％から八〇％と伺っております。例えばこの割合を、今マックス八割ですから、二割は指定金融機関がカバーしなければいけない、その八割をあるいは九五％とか一〇〇％まで引き上げることで、指定金融機関として手を挙げられる銀行が出てくるのかなと思うんですけれども、その点についての御意見を伺わせてください。

○長谷川政府参考人 お答え申し上げます。

私ども、金融というのは、ちよつと俗な言葉で恐縮でございますけれども、需要者が必要とする資金を融通するということだけではなくて、本当に、いわば経営者をパイロットとしますとコパイロットのような気持ちで、特にこういった厳しい状況ではそういった役割、一緒になって経営を考えるという重要性が高まると思っております。

そういう意味で、経営についても、自分でステークといいますか、リスクというところとちよつときついのもしれませんけれども、ある種立場を分け合つて、そしてむしろ、短期にお金を供給するだけではなくて、短期は資金の供給、しかしそれが中期、なるべく早い段階に立ち上がる、そういったようなことを金融機関に期待しております。

そういった点から申し上げますと、今先生のおっしゃった取りはぐれといえますか、そういうことがあつたときに、一〇〇％全部公的資金で補てんするということは適切でないのではないかと、いふふうに考えております。

○大島敦委員 そうしますと、今までの危機対応の体制を超えて今の危機があるという前提でよろしいでしょうか。その点について法案提出者に伺わせてください。

今の長官の答弁ですと、現状持っている危機対応の体制があつて、その体制というのは、指定金融機関が融資をした際に、それが回収不能、要は非弁済額、弁済できないときには日本政策金融公庫がその八〇％を補てんするというのが現行です。もしもそれを一〇〇％に引き上げたら、もつと指定金融機関として手を挙げる銀行が多くなるのかなという話をしたところ、それはある程度、民間の金融という、要はシステムを使つてやるものから、そうではないよというお話があつたわけですよ。

そうすると、法案提出者の皆さん、今回提出されているものについては、現状の危機対応では賄えない部分を今回新しく商工中金の中に仕組みとしてつくられたという理解かなと思うんですけれども、その点についての答弁をお願いいたします。

○額賀議員 大島先生はもうよく御存じだと思いますが、公庫にこういう危機管理的な条項が入つておりまして、日本経済一国だけで動いているわけじゃないから、国内要因とか海外要因で危機的な状況になったときに、これはフリーハンドを持つてきちつと対応していくのは政治の要諦だということで、政府金融機関が民営化されるときにああいう条項が盛り込まれたというふうに認識をしております。

だから、今度、商工中金で危機管理準備金みたいなものができたときも、公庫の対応とそれから商工中金のこれまでのノウハウ、あるいは民間企業、状況をよく把握した上で考えていくことが望ましい、状況によつて考えていくんだ、こう思っております。

その上に立つて、一〇〇％やつていくと、これはやはり商工中金も民営化をしていくことでございまして、ある程度合理的に、民間企業を救済しながら将来展望を開くためにはどの程度やつていくか、あるいはどういふふうに救済をしていくかということ、ある意味で公的資金の要素もあるわけでございますから、世間の了解あるいはまた民間の皆さんの御理解を得る程度に考える

のは当たり前であつて、モラルハザードが起つてはいけないということも視点に置きながら、この危機管理的な状況に対応していくことが望ましいというふうに出ておられます。

○大島(敦)委員 中小企業庁長官にもう一回御答弁いただきたいと思うんですが、一〇〇〇というのとは極端な話でございまして、今の八〇〇ではなくて、九五％とか九七％とか、リスクのとり方があるはずなわけですよ。八〇％だとかこの銀行も手を挙げないかもしれないけれども、九〇％とか九五％だと現行の仕組みの中でも手を挙げる金融機関があるかもしれないと自分は思うんですけれども、その点についてもう一度御答弁いただければ幸いと存じます。

○長谷川政府参考人 お答え申し上げます。

確かに、銀行の経営サイドから物事を見ますと、今の御指摘というのは十分あり得るんだと思っております。

問題は、国の政策として、そういった銀行の経営に関する対応、そして、極端なことかもしれないけれども、財政のてこ入れの程度、さらに銀行の使命、そういうことを総合的に勘案して制度をつくるんだと思っております。

したがいまして、先生の御指摘は御指摘として私は十分理解しているつもりでございましてけれども、他方で、この制度設計をするときには、民間の金融機関が指定金融機関として名乗り出ないということも想定して、政策投資銀行と商工中金をとかく法律上指定したというのが立法者の意思であつて、それがゆえに商工中金にいろいろな形で公的資金を民間銀行よりは厚く、すなわち、今まで民営化しておりますけれども、仮に民営化したというのを考えますと、商工中金に政府株式は今この時点では残っているわけでございまして、特別準備金もあるわけでございまして、民間の銀行にはそれはないわけでございまして、そういう意味でいけば、商工中金というのは、公的な使命を民間が出ない場合にするべきものだというところで、制度上指定されたのだというふうに私

は理解しております。

そして、実際お使いになる方は、民間金融機関で指定金融機関が出ていないということでございますので、率直に申し上げまして、私どもが想定したよりはかなり速いスピードで商工中金に申請が来ていて、先ほど御答弁ございましたけれども、既に、一月の末から始まって、実質三カ月強で五千億を超える実績が出ています。したがいまして、予算上許された枠、現行の枠が天井にどんどんどん近づくというところから、この審議をお願いしているということだと私は理解しております。

○大島(敦)委員 今回の答弁を伺いますと、指定金融機関、本来であれば、効率的な政府をつくる目的としては、一般の、普通の銀行が指定金融機関になるのはいいんだけれども、なかなか機能しないんじゃないかという政府の思いもあつて、商工中金と日本政策投資銀行をあらかじめ指定されたという答弁だと伺つておまして、本音かなと思つております。

それで、今回、僕は、これまでの危機対応業務と大危機対応業務にわかりやすく言うと二つ、今回の法案は、今までの危機対応業務を超えた緊急危機対応業務か、あるいは巨大危機対応業務かなと思つておまして、確認したいんですけれども、先ほど三谷さん御指摘あつたとおり、これは緊急準備金ですか。一千五百億円を積みまして、どのくらいの貸出枠がふえるかについてちよつと確認させていただき。難しい話じゃないと思ひます。

○谷口(隆)議員 二十年度の補正で一兆二千億円、今回は三兆円ふえましたよね。その三兆円ふえたものを、リスクアセットの計算、BIS基準でやつた結果、四兆二千億が一兆八千七百億になる。その八割が国際基準ですから、八割でやつて一千五百億円という形で出てきたものでございまして、御理解いただきたいと思ひます。

○大島(敦)委員 今回、この制度の中で、一千五百億円を元にして貸し出しをふやされるというお話なんですけれども、今までの危機対応業務を超

えた緊急危機、あるいはさらに危機のある対応業務ですから、デフォルト率あるいは回収できない金額が相当ふえるおそれもあるかなと思ひます。

今、BIS規格で、八％を守る、それで一千五百億円を入れて、これだけの貸出枠が想定される。しかしながら、今想定されている、要は貸し出しの金額あるいは回収できない金額をさらに超えた、回収できない、想定値を超えた場合には、今持っている商工中金の商工債の格付が下がった、あるいは、一株当たり三円か配当しているかと思うんですが、配当も金額が下がってくるおそれもあると思ひます。なかなか難しい局面を、今商工中金さんは、今回の一千五百億円を元に運営、経営されるかなと思つております。

ですから、通常ですと、三谷さんおっしゃつていたとおり、政府提案の方が無難なわけですよ。法案の提出者の皆さんは、今回の法案を提出したということで名前が残つてしまうわけですよ。うまくいって、危機対応業務が過ぎたときにはよかつたねということになりますし、もしも毀損して商工債の格付が下がったり、あるいは配当できない場合には、今回の法律を議員立法で行うということとは、相当覚悟を持つ法案かなと自分は思つておられます。

だから、その点について、そういうリスクがあると私は思ひますけれども、そのリスクについてのお考えを伺わせていただければなと思ひます。どうでしょうか。

○中野(正)議員 まずは、本法案では、行革推進法を改正して完全民営化を延期することとしたしておりますけれども、そこからまず申し上げます。

本法案は、行革推進法で位置づけられた危機対応業務を現下の厳しい経済環境下で円滑に遂行するため、必要な措置を講ずるものであります。これに伴つて完全民営化を延期することとしたしましたが、行政改革推進法の基本的な考え方を変更

するものではない。行政改革を進めながら、その後の状況変化に柔軟に対応するために必要な措置と考えております。

なお、現下の危機的な経済状況の中で、商工中金は危機対応業務による貸し出しを拡大いたしておりますけれども、委員御指摘のように、貸出先企業の倒産リスクも高く、収益は低下せざるを得ません。こうした状況下で政府保有株式の売却を進めるということは、なかなか困難であります。

特に、御存じのように、法律上、商工中金の株主資格は中小企業団体及びその構成員に限定をされる。現下の中小企業をめぐり厳しい経済環境を踏まえれば、政府保有株式の売却を行うことは極めて困難なものとなつております。したがつて、当面、この危機的状況を乗り越えるまでの間、完全民営化のプロセスを延期することとしたしております。

なおまた、この完全民営化の方針は、民主党も賛成した株式会社商工組合中央金庫法によつて決定されたものであり、本措置はその根本的な方針を変更するものではありません。さらに、本措置は、さきに述べたように、商工中金について、政府保有株式の売却をめぐる環境がどのようになっているか検討の上法案に盛り込んだものであり、ぜひその辺は御理解をいただきたいと思ひます。

○大島(敦)委員 自分も、何本か法案を提出したことがあります。与党との協議で、あるいは与党が出された議員提出の法案で私も提出者になつて、法案として通ることがありまして、そのときには相当覚悟を持つわけですよ。余り大くない法案なんですけれども、この法案を通すことによつて社会が相当変わるなと思ひますので、相当な覚悟を持つて出しております。

今回の法案については、まずは、緊急危機の対応ということでは理解されておまして、再度繰り返しなんですけれども、議員提出の法案で出すということは、提出者の名前が残るということとは、相当な覚悟が必要かなと私は思ひます。ですから、今回、皆さん覚悟をされたことについては本

当に敬意を払わせていた、だいております。ですから、できるだけ今回の商工中金がうまく経営されることを祈っております。

それで、我が党としては、だったら保有株式の売却をやめた方が無難じゃないのかなということもあるのかなとは思っています。今の中野先生の答弁を聞いていて、今回は三年半延長する、その間にもう一度いろいろなことを考えようじゃないかというふうには私は受け取ったんです。そうすると、要は現行では、先ほどの答弁だと完全民営化はまだ堅持するんだというお考えなんですけれども、その点について、いや、よく考えてみたんだけれども方向転換もあるのかなと思うのか、もしも答弁が可能であれば、お考えを再度伺わせてください。

○中野正議員 大島先生も、十分に御理解いただいた上で御質問をいただいておりますので、ごいます。

私たちは、とにかく、昨年の十月スタートいたしております株式会社商工組合中央金庫は、そのまま完全民営化の道を目指すという基本に変わりはない。そして、今この厳しい経済状況でありまして、しっかりと中小企業、中堅企業のために危機対応業務も責任を果たしていただきたい。

組織形態、あるいは商工中金は将来どうあるべきかということにつきましてはいろいろな議論があるところでありまして、まずはこの危機突破のための今回の法案を成立せしめていただいて、しかる後に、大島先生を初め私たちこの経産委員会で改めてそういう議論も根源的に続けていけば、またいろいろな成果が出てくるのではないのでしょうか。

私たちは、今日この時点では、まず昨年の十月一日スタートの原点で頑張らせていただきたい、後は後で御議論させていただきたい、こう考えております。

○大島敦委員 中野先生の本音としては、昨年の十月に完全民営化、フルバンキングを目指して要は、一斉に号令がかかって走り始めた組織に、ま

だ半年とちよつとしかたつていないのに撃ち方やめと言うのはひどいんじゃないのかなという答弁と受け取ったんですけれども、多分そのようなことかなと理解をさせていただきます。

それで、もう一つ、前の議論の中で、近藤委員の質問で、甘利大臣に、移行期間中の早期は正措置について聞いているわけなんです。要は、移行期間を過ぎると早期は正措置の対象になってしまふと。それについて甘利さんから、「移行期間でありますけれども、その間にきちんと詰めておかなきゃならないことだというふうには思っております。」ということ、ある程度この早期は正措置について検討するということを述べておるんです。その点につきまして、検討されているかどうかについて伺わせていただければありがたいんですけれども。

○長谷川政府参考人 お答え申し上げます。

今御指摘ございましたように、ちよつと二年前の法案の審議の過程で、御指摘されました論点につきまして、移行期間中に検討するというふうな答弁がされたことと承知しております。

そして、移行期間が昨年の十月一日から始まりました。まさにそのころから大変緊迫した金融情勢になってまいりまして、危機対応業務というのを発動して、国会からもお許しをいただきました。ことしの一月三十日から開始しているということでございます。

したがって、この危機対応業務も含めまして商工中金の全体の業務の中で、こういった自己資本比率の問題、あるいは早期は正措置にならないようにどうしたらいいのかなということも検討して、そしてこの時点では、何はともあれ危機対応業務を十全に行うということで御提案をしております。

そして、先生方から御提案をされました法案の中で、先ほど御議論ございましたけれども、平成二十三年度末までの間に、さまざまの要因を考慮に入れてまた必要な措置を検討するというところでございますので、私ども、そういう意味で、検討

結果を今日御報告するほど事態は単純じゃないものですからあれですけれども、今御指摘ございましたような点で検討を続けなければいけないという点は十分自覚をしております。

○大島敦委員 ありがとうございます。

二階大臣がいらっしゃいましたので、最後に、ちよつと今回の法案とは関係ないんですけど、けれども、今、例えば国会の見学者、子供たちが非常に多くて、昨日は衆議院で七千人ぐらいの方がいらつしやつていまして、修学旅行の季節なんです。今、新型インフルエンザ、当経済産業委員会でも去年、三年前には厚生労働委員会、経済産業省の副大臣の方に新型インフルエンザの対策について質問させていただいております。恐らく、京都とか、修学旅行の宿がほとんどキャンセルのあらしと聞いております。

京都の修学旅行の宿は単位が大いわけですよ、千人とか二千人、千五百人という単位で、シーズンで、ほとんど子供たちの修学旅行が入っていないという事態がございます。これは京都でもそうですし、あるいは東京の修学旅行の宿でも、関西の方が今感染が広がっていつて、これが全国的な広がりがもしも起こるとすれば、多分これから東京でも同じ事態が想定されるのかなと。

そうしますと、ゴールデンウィークのときにはお客さんがゴールデンウィークに入ってきた、今は夏休みではないので、要は、本来であれば修学旅行の皆さんで収入を得て資金繰りをどうにか保つていらつしやるところ、旅館あるいは修学旅行の宿がなかなか厳しくなつてしまふと思うんです。これは観光バスだってそうですし、京都ではタクシーも乗られる方が相当減つていっているというお話がありまして、つなぎ融資あるいは緊急の融資というのが旅館業の方にも今必要かなと思つて

いるんです。ここを倒産させないためにも、要は手形を落とせない方もふえてくるかなと思うので、その点につきまして、二階大臣から対応について御答弁いただければありがたいんですけれども。

○二階国務大臣 新型インフルエンザが多くの中小企業の皆さんにも大変な打撃を与えて、それだけでなく大変な状況にある資金繰りの中で新たな要因が加わつてきたわけでありまして、今、議員御指摘のような状況になっておることは、私どもも地方産業局を通じて各県の情報を収集して承知いたしております。

感染の広がりや経済活動への影響を懸念する声は各地に起こつており、今週前半には、私どもも経済産業局を通じて緊急のヒアリングを行いました。御指摘の旅館業等を初め経済活動への影響というものについて大変深刻な状況にあるということとを判断し、小規模企業者に対するいわゆる金融支援策を直ちに決定いたしました。具体的には、政府系金融機関や商工会議所など約九百カ所に中小・小規模企業の資金繰り支援に関する特別相談窓口を本日設置いたします。公的金融機関に対し、既往債務への柔軟な対応を要請するとともに、日本公庫、商工中金に対し、セーフティーネット貸し付けの活用などの確な対応をとるよう指示したところであります。

こうした措置により、新型インフルエンザの流行による中小・小規模企業への損害を最小限に食い止めるように努力をいたしたいと思つております。

なお、けさ内閣の方では、早朝七時半より、第四回目の新型インフルエンザ対策本部会合が開かれました。私もメンバーでありますのでそれに参りまして、短く申し上げますと、そこでは、五月十九日、二十日、各地の経済産業局を通じて中小・小規模企業の事業活動への影響などの調査を実施した。

今議員から御指摘のありました修学旅行などの団体旅行の延期、中止、これは予約キャンセルで片一方の蔓延を防ぐという立場からそのことを積極的におやりになることは当然のことであるかもしれませんが、同時に、旅館、ホテル、旅行業を営んでおりますいわゆる事業活動への影響が全国的に広がつておることは、今、大島議員御指摘の

とおりであります。

関西の一部においては商店街にも影響が及んでおる、人通りがめっきり少なくなつて、それに続いて売り上げが減少しておるということで、今、私も近畿の地域であります、近畿、関西の地域では、きょうは十二時から自民党の議員が集まりまして、これに対する対策を協議しようということとであります。

これは関西のみならずいろいろな地域へ波及しておるわけでありまして、我々は万全の体制をとつて、そうしたことで御心配のないような、せめて金融の面だけでもしっかりと対応していきたい、このように考えておりますが、きょう議員からこういう御指摘をちょうだいしたことを大変うれしく、ありがたく思つております。

○大島敦委員 終わります。ありがとうございました。

○東委員長 これにて大島敦君の質疑は終了いたしました。

次に、吉井英勝君。

○吉井委員 日本共産党の吉井英勝です。

私も二階大臣と同じ関西なものですから、マスクが手に入るのが大変深刻な事態になつてきていて、マスクで自主的にまず身を守ろうとしてもそれ自体が大変だというぐらいですから、そういう関係の業者への製造の督促はもとより、かつて石油危機のときの買い占め、売り惜しみのときにお蔵入りしていた物統令を使つての売り惜しみ、買い占めを規制したことがあつたように、今、インターネットオークションだといって十倍もの価格で売らうな不心得者が出たりしておりますが、さまざまな経済活動への対策というものを、金融危機対応はもとより、迅速にやっていたきたいと、まず冒頭、私の方からも申し上げたいと思います。

きょうは、最初に、日本の基盤的技術の集積地である東の大田、西の東大阪と言われるこの地域の中小企業が今直面している実態に基づいて、政府は今の危機の現状をどう把握し、どう解決して

いるかというところから順次伺つていきたいと思ひます。

私、数日前も大田区の中小企業、零細企業をお訪ねしますと、五十年やってきているが初めてだと言ふほど、底が抜けたような仕事の急減、先の見通しが立たないという深刻な状況です。

この道三十五年というある金属加工技術者、白営業の方をお訪ねすると、コンピュータつきの機械では削れない部品を汎用機で切削加工して、どのくらい削つたかを音や目視、手の感覚で確認しながらまた削る、こうして百分の一ミリの誤差もなく正確に部品を切り出している。大体、仕事を三日休むと、金、土、日ぐらい仕事がないと、それだけで手が荒れるという表現をするんですね。つまり、千分の一ミリの違いが指の感覚でわかるほどのたくみの腕を持った技術者の方たちがたくさんいらつしやるそうです。

昨年夏までは月四十万から五十万あつた仕事で、昨年十一月には月二十万、ことし一月に十五万、四月には新たな発注ゼロ。ですから、仕事が減つても、貸し工場の家賃とか光熱費、既存の借入金返済など、必要な経費の支払いはそのまま残るわけですね。ですから、必要経費を賄うために、そんな千分台を指の感覚でわかるようなすごい人です。ビル清掃のアルバイトに行つておるんですね。そうしていかないとやつていけない。

かつての九〇年代のバブル崩壊後も仕事は大幅に減つたけれども、大企業はこのとき工場を海外に移転して、仕事も減つて、単価も切り下げられたんですが、当時はまだ、日産自動車が一、二、三、四の単価切り下げを宣言すると、係請、係請には四、五〇の単価切り下げという状態だったんですが、下請にしわ寄せを押しつけられましたけれども、そのころは町工場の経営者はまだ四十代、五十代だったんですね。そういう方が多くて、若かつたから我慢をして、経営を何とか続けたんですね。

しかし、今回は、そのすごい腕を持った方たちは平均年齢六十五歳。ですから、今の苦境を耐え

て乗り切つても、また経営を継続するのは困難という状況ですし、何よりも、技術を継承する若い人を育てたくても経営が成り立たない。仕事をすることで技術を覚えてもらうわけですが、その仕事がない。そうすると、平均六十五歳の方がやめていかれたときには、千分台の厚みを指の感覚でわかるぐらいのすごい腕を持った技術屋さんがもういなくなるわけですね。

私は、この点では、中小企業庁の方に、金融経済危機に対する対応はもとより、やはりものづくり技術が途絶えかねないという危機感を持つて臨んでおられるのかどうか、これは長谷川長官に最初伺つておきたいと思ひます。

○長谷川政府参考人 お答え申し上げます。

今、大田区と東大阪のお話がございました。両地区に限らず、日本にはすばらしいものづくりのわざ、そして経営の手腕を持たれた方がたくさんいらつしやるというふうに承知しています。

私も、中小企業庁長官を拝命いたしまして、まず最初に現場といひますか訪問しました先の一つが東大阪でございます。大田区は、たまたま私は東京都庁に向向しておりましたので、今先生がおつしやつたような状況はある程度見当がつかます。

日本経済の構造は、二〇〇七年度まで何年か連続してプラスの成長でございました。ある意味、日本のものづくりの力が強いということの裏返しだと思いますけれども、逐年外需によります成長のシェアというのが大変強まつてまいりました。そこで、二〇〇八年度という状況に暗転をするわけでございますけれども、まずは、多くの企業の方々が、自分の企業の防衛に走るために本当に必要なものしか買わない、キャッシュを自分の手元にためる。その結果何が起るかということ、在庫をまず使う。そして、その上流の方も在庫を使うというところで、日本のものづくりの一番強みの源泉の一つである素材、部品、ここへの注文が、最終製品が仮に五割としますと、七割も八割も減つたというふうな状況でございました。

そこで、大臣のリーダーシップで、まずは、これはものづくりに限りませんけれども、金融対策ということで措置を講じてきたことは御承知のとおりでございます。

しかし、同時に、資金繰りというふうなものも大事でございますけれども、それだけは、やはり仕事というものがないと今おつしやられたようなことが起こつてまいりますので、年末からは、まずは省エネを目指して、税制面で、比較的投資の余裕がある方をうまく引き出せないかということ、政府で即時償却ということを行いました。しかし、さらに状況が厳しくなつてまいりましたので、二十一年度の当初予算、それから今回の御提案しております補正予算を合わせまして、ものづくりの研究開発それから試作品をつくるということで、合わせまして八百億円近い予算を、一部施行を始めておりますし、大宗は現在審議をお願いしているところでございます。

あわせてまして、今回はちよつと違った切り口から、のらえ方かもしれないけれども、環境車あるいはエコポイント等を利用いたしました家電の製品、これも日本のものづくりが源泉でございますので、政府としては、経済産業省としては、全力を挙げてこの辺を対応したいということで、これは危機感のあらわれだということに御理解をいただければ幸ひでございます。

○吉井委員 日本のものづくりの高い技術力を支えているのはやはり中小零細企業、中でも大田とか東大阪に代表される基盤的技術の集積地、ここが非常に大きな役割を果たしているわけですね。新製品の開発でも、試作品の製作というのは大体零細企業に出すんですね。大企業の技術部がコンピュータでCADを使って図面を引いたつて、それはそのまま物にならないんです。どこをチャックでとめて、どこから切削加工をしていくか、どういう段取りでやるかというのは、やはり長い間培われ継承されてきた技術がそこで問題になつてくるんですね。

この間、HII Aロケットで打ち上げました人工

衛星のときにも、航空高専の人工衛星、小型のもの、あれも実は荒川区の町工場に知恵をかりて、応援してもらってやれているんですね。東大阪のまいど一号も、もちろん中小企業の技術から生み出されたものです。

つまり、ここで大事なことは、旋盤にしろ溶接にしろ研磨にしろ、さまざまな技術が集積してネットワークを組んで高い技術力を発揮する、そういうことをやらないことには、実は新製品開発というのはできないんですね。

ところが、新製品をつくらせておいて、でき上がった量産化できたらその技術はさっさと海外へ持っていったら、大企業だけはどうもから二〇〇〇年来調子よかったんですが、肝心の技術力を持ったところはさっぱりだ、こういう状況が続いてきました。

九四年の中小企業白書で、大田区の金属工業についてこう書いていますね。新製品の開発、高度技術による加工、製造、大企業製品の設計など高度技術の苗床機能を持つ我が国製造業の基盤としての重要な役割を果たしてきている、都市型工業の代表的集積地というふうには評価しておりますが、長谷川長官、一言で結構ですから、この認識というのは現在も変わっていませんね。それからまた、長官自身もやはりそういう零細企業の現場を数多く見ていただくことが大事だと思うんですが、それをされますね。この一点だけ。

○長谷川政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘ございました九四年当時の認識というのは、私は、強まりこそすれ、弱まっているということはないと思っております。

現に、国会におきましても、九九年にはものづくり基盤技術振興基本法というものを制定していただきましたし、二〇〇六年、平成十八年でございませうけれども、当時、二階大臣が経済産業大臣でいらっしやいましたけれども、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律というものを政府提案で御提案し、成立していたいただきました。

各地を回れ、現場を見ろというのは全くそのとおりだと思っております。私のみならず、うちの職員も、折を見て、機会を探して、日帰りでもいいからということでも実践しております。加えまして、各地の自治体から、大変各地の様子を知っている職員に人事システムを工夫いたしまして来ていただいております。東大阪市からも、現在、ものづくりを直接担当いたします課に職員を出向していただいております。そういった総力を挙げまして、現場の情勢というものをタイムリーに把握したいというふうにも思っております。

○吉井委員 そこで、二階大臣に伺っておきたいんですけれども、やはり、せっかく育てた技術屋さんを、腕を持った人を解雇せざるを得ないところに今追い込まれてきているんです。中小企業の親方の気持ちというのはこの前も私は予算委員会でも紹介しましたけれども、人は宝ですと言っているんですね。自分が育ててきた技術屋さんは宝なんです。その宝を守り切れないうという無念さ、その親方の気持ちがわかってもらえらるんだらうかということが、多くの方たちの思いです。

それで、技術屋さんを鍛えて次の景気回復に備えなければならぬんですけれども、金を貸すという場合は、借りる中小企業の側、自営業の側には、仕事がないことにはその金を使いこなしようがないし、既に大体いっぱい借りに借りにあるんですね。借りる中小企業の側には、今度は、大企業の方から例えばこの注文をするから設備投資をやれと言われて設備投資をした、その機械の支払い、あるいはリース代の支払い、それから貸し工場の家賃の支払いなどは差し迫った問題になっていくんです。

だから、こういう点で、大臣にお考えいただきたいのは、貸し工場の固定費の補助、あるいは休業補償という表現がどうかは別にしても、実質的に休業補償に当たるもの、具体的に基盤的技術集積地について、その技術が失われぬようにする手だて、やはりそういうものを考えていかなければならぬかな大変なんじゃないか。

例えば、大田区の蒲田で見ましても、小零細業者の五二%が貸し工場を利用しているんですね。その平均家賃が大体九万七千円という調査結果も出ていますが、せめて緊急に貸し工場への家賃補助など固定費を軽減する補助制度を考えるなり、元請企業からの注文にこたえるために行った設備投資あるいは減価償却やリース代の助成とか、景気回復して仕事があるまで休業しても、とにかくこの基盤的技術集積地で中小企業が存続できるようにして、存続しながら技術を磨いていけるようにしていくという、それをやらないと、私は、今日もそうなんです。日本経済の将来というのは非常に危ないことになる。将来への危機感を持つて何らかの方途というものをやはり考えていかなきゃいけないんじゃないかと思うんですが、大臣のお考えを伺いたいと思います。

○二階国務大臣 吉井議員から具体的な御質問をいただきましたが、まことに我が国にとつて、大田区にしても東大阪市にしても、ある意味では、大きく言えば、世界に誇るような中小企業の技術の集積地であるというふうに私自身も承知をいたしております。

ことしの二月でございましたが、地元の御要請もあり、また一部報道機関からも御支援をいただいた。東大阪でシンポジウムを開催いたしました。私も参りましたが、恐らく千二、三百人の人が集まりました。熱気に満ちた中小企業の皆さんの企業への御熱意を肌身で感じながら、私は、さすが東大阪だな。しばらく後に、今お話しした人工衛星も、東大阪の手づくりの人工衛星、手づくりと言つては失礼かもしれませんが、まさに丹精を込めて、長い間の御努力の結果、ついに成功に導かれた。私は、極めて称賛に値することだと思っております。

そういう地域が、大田区も同じであります。今大変困っておられる、そのことに対して何らかの対応策はないのか、こういう御質問また御示唆であらうと思ひます。私は、中小企業のものづくりの技術力というのは、

は、議員もおっしゃいましたように、まさに日本の宝だと思ひます。それをこの不況のときに雲散霧消してしまうようなことをしてしまつたのでは、何のための中小企業対策であるかわかりません。

したがって、我々は、今の御指摘を受けて、早速、東大阪は東大阪、大田区は大田区、代表的な中小企業の技術集積地として認識をして、これに対する積極的な救済策、対応策を考えてみたい、このように思っております。ただこうしてこの場で御答弁を申し上げるだけではなくて、具体的な対応を図っていかたいと思います。

商店街の場合でもそうですが、中小企業こういうものづくり技術の場合に、経済産業省が役人言葉で指導するなんというのを、なれておりますから、そういう言葉がすぐ出るんですが、私は、中小企業とかあるいはものづくり、そして同時に商店街等については、指導してもらつたのはこつちだという考えを持っております。したがって、経済産業省は、そういう現場に赴いて対応策を即刻考えてみたい、このように思っております。

○吉井委員 私、思い出すのですけれども、「もんじゅ」の事故は、事故をやつた温度計のさや管というのは、大田区の技術屋さんのところへ東芝の技術者が図面を持っていったんですね。これじゃだめだよと言つたんだけれども、大学を出て自信を持っているものだから、言うことを聞かなかつたんですね。結局、ナトリウム漏えい火災事故を起こして、十数年、もう使い物にならないという状態が続いていますね。

それぐらいやはり腕を持った技術者が集まつて、旋盤や溶接やら集まつたものづくりのネットワークの重要性というものは非常に大事だということをおかきやいけないうと思ひます。最後に、一言だけで結構なんです。与謝野財務・金融担当大臣がことしの三月十日に予算委員会答弁していますが、世界が同時不況になるということを全く想定しない経済学として、官から

民へということで民営化をやったわけですね。しかし、政策金融機関が不要だ、不況の深刻なものは来ないということを前提にした制度論であり経済学であつて、これは間違ひだったという考えです。

これは与謝野大臣が答弁されましたが、二階大臣も、今回の危機が仮に収束したとしても、三年先、五年先、どうなるかわからないんですね。またこういう大きい危機が来たときに、政策金融というものはやはりきちんと残しておくことを考えていかないと、何でも民へ移せばうまくいくというものじゃないということが今回の痛切な経験として出ているんじゃないかと思うんですが、このことだけ最後に一言何つて、質問を終わりたいと思います。

○二階国務大臣 私があつてもたまたま小泉内閣で経済産業大臣を担当させていただきましたときに、ちょうど商工中金の完全民営化というのがベルトコンペヤーに乗ったようにして私の前にあらわれました。私は、担当大臣としてそれを提案し、その方向に持っていかなきゃいけない。

しかし、私は、どう考えてみても、いざというときに、地方の中小企業の経営者、あるいは地方のみならず、オール日本での各地の経営者の皆さんが、商工中金のような本場に頼りがいのある金融機関を残しておく必要があるんじゃないか、すべてを残さなくても、しんのところだけは残しておかなくてはならないのではないか、それがいわゆる危機対応業務であります。

今、改めて、このことを残しておいてよかったというふうに確信を持つておりますが、これからも議員各位の御協力をいただいて、本当にこのような金融機関が、中小企業経営者のためになるような金融機関でなくてはならない。

私は、幾つかの商工中金に対する激励、称賛の言葉を伺っておりますが、どこも貸してくれないというようなときに、商工中金へ飛び込んでいつて、技術力を評価してもらつて一定の融資をしていただいた、そのおかげで私の企業の今日があ

る、こうおつしやつておられる経営者がおられます。私は、そういうことを実際やつていただけのように、先般も、商工中金の社長にたまたまお目にかかる機会がありましたので、そのことを強く要請しておいたところであります。

私は、与野党を通じて議員の皆さんは、地元の経営者の方々と直接接しておられますから、ほとんど同じようなお考えを持つておられると思います。私は、そうした皆さんの御協力や御指導をいただきながら、この不況のときに、一つでもあの経営者の方々の頼りになるような金融機関を存置しておくことは大事だということを思つております。

○吉井委員 質問を終わります。

○東委員長 これにて本日の質疑は終了いたしました。

次回、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時四分散会